

# 重要事項説明書(1/2)

## 1. 事業所概要

事業所名	株式会社 ポラリス	介護保険事業所番号	0171403256
所在地	北海道函館市大川町15番22号	サービス種類	福祉用具貸与
管理者	池田 大	電話番号	0138-76-7915
通常の事業実施地域	函館市 北斗市 七飯町 森町 鹿部町		

## 2. 事業の目的

株式会社 ポラリス（以下「会社」という）が行う指定福祉用具貸与事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、会社の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、都道府県知事が認定した専門相談員講習会修了者）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

## 3. 運営の方針

- 事業の実施にあたっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 会社の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
- 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

## 4. 事業所の職員体制

職種	員数（勤務の体制）
管理者	1名 常勤（専門相談員兼務）
専門相談員	2名以上 常勤換算（内1名管理者兼務）

## 5. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
営業時間	09:00～18:00

## 6. 利用料

レンタル料金については、別添のカタログ（目録）にてご説明致します。

## 7. 第三者評価の実施状況：実施なし

## 8. 相談窓口・苦情申立窓口

北海道国民健康保険団体連合会		011-231-5175
各市町村の介護保険窓口		
函館市	函館市東雲町4-13	0138-21-3297
北斗市	北斗中央1丁目3-10	0138-73-3111
七飯町	亀田郡七飯町本町6丁目1-1	0138-65-2514

## 9. 虐待の防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 虐待の防止のための指針を整備します。
- 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 前3号掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

担当者	管理者 池田 大
-----	----------

# 重要事項説明書(2/2)

## 10. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 11. 緊急時の対応方法及び事故発生時の対応

サービスの提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、ご家族、介護支援専門員、主治医、救急隊等に連絡を致します。

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

《連絡先》

福祉用具レンタル	株式会社 ポラリス 北海道函館市大川町15番22号	0138-76-7915

## 12. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13. 機密の保持について

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当該事業所の従業者は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要である場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で必要な範囲内でご利用者及びご家族の個人情報を用います。

令和 年 月 日

○説明者

当事業所は、重要事項説明書及びサービス内容を説明しました。

事業所所在地 北海道函館市大川町15番22号

事業所名 株式会社 ポラリス

氏 名

○利用者

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

住 所

氏 名

○代筆者

住 所

氏 名